

< 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成30年1月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0131 第3号」にて検査実施料の新設が通知されました。

平成30年2月1日より下記項目におきまして適用されましたのでご案内いたします。

敬具

記

●新規保険収載された項目

- ・遊離カルニチン
- ・総カルニチン

※算定にあたっての条件に関しましては裏面をご参照ください。

項目に関する詳細内容

●新規保険収載された項目

| 項目名 | 遊離カルニチン | 総カルニチン |
|--|-------------------|--------|
| 項目コード | なし | なし |
| 検査実施料 | 95点 | |
| 判断料 | 144点（生化学的検査（I）） | |
| 診療報酬区分 | 「D007」血液化学検査の「24」 | |
| <p>（19）<u>遊離カルニチン及び総カルニチン</u></p> <p>ア <u>遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。</u></p> <p>ウ <u>本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。</u></p> <p>エ <u>静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。</u></p> <p>オ <u>同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>カ <u>本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。</u></p> | | |

※ 下線部が「保医発0131第3号」により改正された内容になります。